

議案第一三四号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

三朝町取員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和十八年十二月二十六日提出

三朝町長 坂出雅己

提案の理由

一般取員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準じて三朝町取員の給与を改訂したいので提案した。

昭和十八年拾月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町取買の給与に用する条例の一部を改正する条例

三朝町取買の給与に用する条例(昭和二十八年三朝町条例第二五号)の一部を次のとおり改正する。

第十一條第二項を次のように改める。

2. 前項に掲げる取買に支給する通勤手当の月額は、左の表によつて定むる。

料	級	手当の額
以上	三	二五〇月
二	五	三五〇月
三	八	四五〇月
四	一〇	七五〇月
五	一二	九五〇月
六以上		一、〇〇〇月

第十三條の二第二項及び第三項中、給料扶養手当の次に「期末手当」を、第四項の次に次の二項を加える。

5. 第一項第二項又は第三項に規定する取買が当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に出発し、又は死したときは、その支給日にも該各項の例による額の期末手当を支給することとができる。

第二項第三項又は第五項の規定による期末手当に同じ必要な事項は
別規則で定める。

第二十条中、「百分の百九」を「百分の二百」に改める

第二十三条第二項第一号中、「百分の二」を「百分の三」に改める。

別表第三、第四を次のように改める。

別表第三

行政職給料表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	24,300円	19,200円	16,100円	12,000円
2	26,300	20,700	17,100	12,400
3	28,300	22,300	18,100	12,800
4	30,300	24,000	19,200	13,200
5	32,300	25,800	20,700	13,600
6	34,100	27,600	22,200	14,300
7	36,000	29,400	23,700	15,200
8	37,800	31,100	25,300	16,100
9	39,400	32,800	26,900	17,000
10	40,800	34,200	28,400	17,900
11	42,100	35,600	29,500	18,900
12	43,300	36,800	30,600	19,800
13	44,200	37,700	31,700	20,900
14	45,000	38,400	32,400	21,900
15	45,700	39,100	33,100	22,500
16	46,400	39,800		23,100
17	47,100			23,600

別表第四

医療職給料表

職 務 の 等 級 号	等 級	
	給	料 月 額
1	33,900	円
2	36,500	
3	39,100	
4	41,800	
5	44,500	
6	46,900	
7	49,900	
8	50,900	
9	52,900	
10	54,900	
11	56,900	
12	58,900	
13	60,900	
14	62,400	
15	63,900	
16	65,300	
17	66,700	
18	68,000	
19	69,200	
20	70,300	
21	71,400	

附 則

(施行期日)

一 この条例は公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

(長官の権限)

二 昭和三十七年九月三十日において三朝町取組の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年三朝町長官令)による改正前の条例の規定により、附則附表に掲げられていた号給を受けていた取組に對する切替日(前日において改正前の条例第四條の規定により長官が決定した取組にあつては、この条例施行の日(以下「施行日」といふ))以降における最初の条例第四條第六項の規定の適用については、当該適用の日までの月別に取組の等級を異にする異動をした取組等で町規則の定める者を除き、同第六項中「十二月」とあるのは「九月」とする。

(切替日の変更の届出による取組の号給の調整)

三 切替日から施行日の前日までの月において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けける取組となつた者及びその属する取組の等級に異動のあつた取組の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給及び当該号給を受けけることとなる期間については、他の取組との取組上の必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要は調整をすることかできる。

(切替日前の取組の号給の調整)

四 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの月において取組の等級を異にして異動した取組の切替日における号給を受けけることとなる期間については、その者が切替日において取組の等級を異にする異動等をしたものとした場合との取組上の必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要は調整をすることかできる。

(規則への委任)

4. 附則第二項から前項までに定めらるるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は町規則で定める。
(給与の内払い)

5. 改正前の条例の規定に基いて切替日から施行日の前日までの間、私買に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附則別表

給与の等級 給料表	1等級	2等級	3等級	4等級
行政給料表	8~22	12~22	20~26	—